平成２８年（フ）第６７７号
仙台市若林区六丁の目南町９番48号　コーポ南松Ａ棟102
破産者　米澤　拓哉
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県船橋市印内３丁目33番23―106号、開始決定時の住所千葉県船橋市藤原１丁目13番54号
破産者　武田　覺磨
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５６号
長野県下伊那郡高森町牛牧2236番地
破産者　小木曽惠一
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第４号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲6880番地
破産者　東　たまえ
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第８７号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目228番地２　県住52号、開始決定時の住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富791番地１
破産者　山口　健志
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
秋田市河辺畑谷字中村117番地２
破産者　足利ヨシ子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１５号
岐阜市粟野西８丁目171番地
破産者　前橋　政生
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０９号
北九州市小倉南区徳力団地11番507号
破産者　長谷河眞奈美
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県霧島市隼人町西光寺７番地１
破産者　矢野　吉美
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
鹿児島県姶良郡湧水町中津川447番地３　中津川団地101号室、破産開始決定時の住所鹿児島県姶良郡湧水町川西702番地
破産者　川俣　則子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市東大久保町３番12号、前住所佐賀県伊万里市二里町八谷搦185番地２
破産者　中島　浩介
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第７号
長崎県佐世保市指方町3483番地２、前住所長崎県長崎市丸山町１番20号　303
破産者　長岡　秀裕
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第６号
福岡県飯塚市西町15番９号
破産者　田中　英久
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３号
茨城県結城市下り松３丁目15番地８　山中住宅
破産者　野村　文子
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６６号
富山県射水市松木297番地
破産者　山崎　勝雄
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５２号
福井県越前市粟田部町第45号18番地
破産者　吉田　敏美
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
福井県越前市下太田町第14号７番地の11
破産者　玉村　俊治
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係